



MARUHA NICHIRO

海といのちの未来をつくる

第79期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール
（会場が前期と異なっておりますので、末尾の会場ご案内略図を
ご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 合併契約承認の件

マルハニチロ株式会社

電子提供制度のご案内



会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。
（書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にして同封しております。）

ウェブアクセス

- 株主総会へのご出席につきましては、感染症の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	23
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告書	55

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を2023年6月27日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

2022年度よりスタートした中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」では、経営戦略とサステナビリティの統合による価値創造経営を推進し、すべてのステークホルダーの皆様に対して Maruha Nichiro Value (MNV) を創造することにより、企業価値の向上と持続的成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月5日

取締役社長 池見 賢



グループ理念

私たちは誠実を旨とし、本物・安心・健康な『食』の提供を通じて、人々の豊かな暮らしとあわせに貢献します。

グループビジョン

マルハニチログループは、

- ・地球環境に配慮し、世界の『食』に貢献する21世紀のエクセレントカンパニーを目指します。
- ・お客様の立場に立ち、お客様にご満足いただける価値創造企業を目指します。
- ・持続可能な『食』の資源調達力と技術開発力を高め、グローバルに成長を続ける企業を目指します。

ブランドステートメント

海といのちの未来をつくる

(証券コード：1333)
2023年6月5日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
マルハニチロ株式会社
取締役社長 池 見 賢

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第79期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」欄に「マルハニチロ」又は「コード」欄に当社証券コード「1333」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使のご案内」に従って、書面（議決権行使書用紙）又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席につきましては、感染症の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール (会場が前期と異なっておりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第79期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第79期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役8名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役2名選任の件</p> <p>第5号議案 合併契約承認の件</p>

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社法に基づく内部統制体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、株主総会参考書類の「第5号議案 合併契約承認の件」のうち「3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要」の「(2) 吸収合併消滅会社（株式会社マルハニチロアセット）の計算書類等に関する事項」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象となった書類の一部であります。
- ◎書面（郵送）とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に賛成として取り扱うことといたします。
- ◎電子提供措置事項に、修正をすべき事項が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権行使のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

サイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

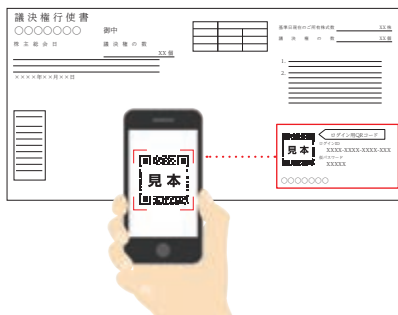
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で、操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会資料の電子提供に関するご案内

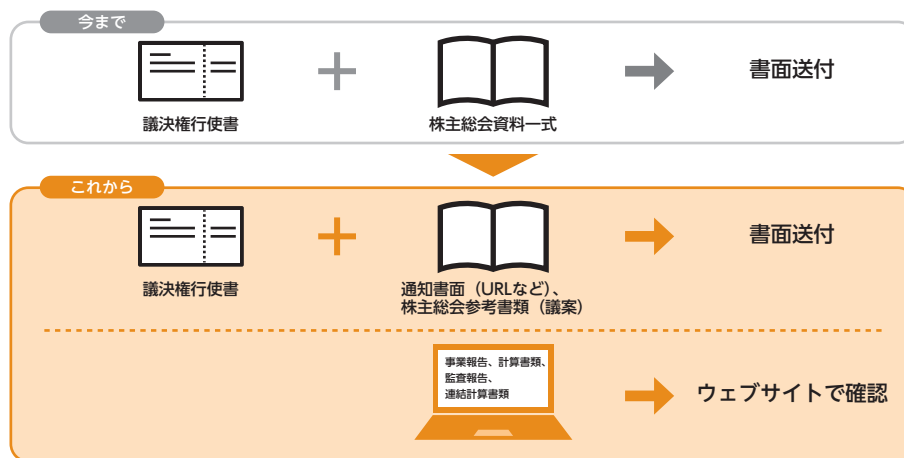
●株主総会資料の電子提供制度について

会社法改正に伴い、2023年3月以降に開催する株主総会から、株主総会資料の「電子提供制度」が開始されております。

同制度は、株主総会資料を掲載したウェブサイトのURLなどを株主の皆様书面でお知らせすることによって、株主総会資料をご提供したものとする制度です。これにより、株主総会資料につきましては原則としてウェブサイト上でご確認いただくこととなります。

当社におきましては、上記ウェブサイトのURLなどを記載した通知書面、株主総会参考書類（議案）及び議決権行使書を株主の皆様书面でお送りいたします。

上記以外の株主総会資料（事業報告及び計算書類等）につきましては、当該ウェブサイトへアクセスすることでご確認いただくことができます。



●電子提供制度に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル：0120-696-505（通話料無料）

受付時間：土・日・祝日を除く、平日9：00～17：00

電子提供制度の詳細やよくあるご質問については、こちらからご覧いただけます。

- ・電子提供制度について（三菱UFJ信託銀行 電子提供制度紹介動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=mtRbzzf7Y6o>

- ・よくあるご質問（三菱UFJ信託銀行ウェブサイト）

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第79期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) **配当財産の種類**
金銭
- (2) **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき65円 総額3,285,209,850円
- (3) **剰余金の配当が効力を生じる日**
2023年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 現行定款規定では、配当基準日（3月31日）における株主の皆様へに配当を行うためには、当該配当基準日から3ヶ月以内に配当の効力発生日を迎えられるよう、株主総会を開催し、決議する必要があるところ、災害や疫病の流行等の不測の事態が原因で、上記の時期に株主総会を開催することが困難であると取締役会が判断した場合に限り、取締役会の決議により当該配当基準日の株主の皆様へに配当を行うことができるよう、現行定款第37条の規定を一部変更するものであります。
- (2) 株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算	第7章 計 算
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当等)
第37条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	第37条 当社は、株主総会の決議によって、 <u>毎年3月31日</u> を基準日として剰余金の配当を行うことができる。
(新設)	② <u>前項にかかわらず、災害や疫病の流行等の不測の事態が発生し、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号ないし第4号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>(中間配当)</u>
	第38条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第38条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。

つきましては、ガバナンス体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1	再任 <small>いけ み まさる</small> 池 見 賢	男性	代表取締役社長	100% (17回/17回)
2	再任 <small>はん ざわ さだ ひこ</small> 半 澤 貞 彦	男性	代表取締役副社長執行役員 開発部、生産管理部、各支社、 広域営業部担当	100% (17回/17回)
3	新任 <small>ふな き けん じ</small> 舟 木 謙 二	男性	常務執行役員 漁業、養殖、海外 各ユニット長	-
4	新任 <small>ひろ しま せい いち</small> 廣 嶋 精 一	男性	常務執行役員 法務・リスク管理部、経営企画部、総務部、 人事部、コーポレートブランディング部、 財務部 各部署統括 経理部、監査部、事業管理部 担当	-
5	再任 <small>いい むら そむく</small> 飯 村 北 <small>社外 独立</small>	男性	社外取締役	100% (17回/17回)
6	新任 <small>おく だ かつ え</small> 奥 田 かつ枝 <small>社外 独立</small>	女性	社外監査役	100% (17回/17回) ※
7	新任 <small>との いけ よし こ</small> 外ノ池 佳 子 <small>社外 独立</small>	女性		-
8	新任 <small>ブラッドリー エドミスター</small> Bradley Edmister <small>社外 独立</small>	男性		-

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

※奥田かつ枝氏の取締役会出席回数は、社外監査役としての出席回数です。

候補者番号

1

いけ
み
池 見

まさる

賢

1957年12月22日生

再任



所有する当社の株式数
6,400株

取締役会への出席状況
100% (17回/17回)

略歴、当社における地位

1981年 4月	当社入社	2014年 4月	当社執行役員
2008年 4月	株式会社マルハニチロ食品海外部長	2014年 6月	当社取締役
2009年 4月	株式会社マルハニチロホールディングス 海外業務部長	2017年 4月	当社常務執行役員
2011年 4月	同社執行役員	2017年 6月	当社取締役 (現)
		2019年 4月	当社専務執行役員
		2020年 4月	当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外事業に従事し、株式会社マルハニチロ食品海外部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2017年4月から当社常務執行役員、2017年6月から当社取締役 (現職)、2019年4月から当社専務執行役員、2020年4月から当社代表取締役社長 (現職) を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営、管理業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

はん
ざわ
さだ
ひこ
半 澤 貞 彦

1959年11月23日生

再任



所有する当社の株式数
4,400株

取締役会への出席状況
100% (17回/17回)

略歴、当社における地位

1983年 4月	当社入社	2014年 4月	当社執行役員
2007年 4月	当社水産直販部長	2014年 6月	当社取締役
2010年 4月	株式会社マルハニチロ水産執行役員	2019年 4月	当社常務執行役員
2013年 4月	同社取締役	2019年 6月	当社取締役 (現)
		2020年 4月	当社専務執行役員
		2023年 4月	当社代表取締役副社長執行役員 (現)

担当

開発部、生産管理部、各支社 (北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州)、広域営業部

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産直販部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2019年4月から当社常務執行役員、2019年6月から当社取締役 (現職)、2020年4月から当社専務執行役員、2023年4月から当社代表取締役副社長執行役員 (現職) を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

ふな き けん じ
舟 木 謙 二

1961年6月30日生

新任



所有する当社の株式数
1,400株

取締役会への出席状況

—

略歴、当社における地位

1984年 4月 当社入社
2011年 4月 株式会社マルハニチロ水産 水産第一部長
2014年 4月 当社北米事業部長
2017年 4月 当社執行役員
2021年 4月 当社常務執行役員（現）

担当

漁業、養殖、海外 各ユニット長

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、北米事業部長等を経て、2021年4月から当社常務執行役員（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

ひろ しま せい いち
廣 嶋 精 一

1962年1月5日生

新任



所有する当社の株式数
3,900株

取締役会への出席状況

—

略歴、当社における地位

1985年 4月 当社入社
2017年 4月 当社経理部長
2020年 4月 当社執行役員
2023年 4月 当社常務執行役員（現）

担当

法務・リスク管理部、経営企画部、総務部、人事部、コーポレートブランディング部、財務部
各部署統括
経理部、監査部、事業管理部

取締役候補者とした理由

入社以来、主に経理、経営企画等の管理部門に従事し、経理部長等を経て、2023年4月から当社常務執行役員（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、管理業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
100% (17回/17回)

略歴、当社における地位

1986年4月	弁護士登録	2017年2月	株式会社不二越社外監査役
1986年4月	栢田・江尻法律事務所入所	2019年1月	弁護士法人西村あさひ法律事務所入所
1988年10月	米国Rogers & Wells法律事務所（現 Clifford Chance法律事務所）出向	2019年1月	同所社員
1991年7月	栢田・江尻法律事務所復帰	2020年1月	名取法律事務所入所
1992年1月	同所パートナー弁護士	2020年1月	同所シニアパートナー弁護士
2007年7月	西村あさひ法律事務所入所	2020年5月	株式会社三陽商会社外監査役（現）
2007年7月	同所パートナー弁護士	2020年6月	古河電池株式会社社外取締役（現）
2014年6月	当社社外取締役（現）	2020年12月	ITN法律事務所設立
2016年6月	株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）社外監査役（現）	2020年12月	同所エグゼクティブ・パートナー弁護士（現）

重要な兼職の状況

古河電池株式会社社外取締役、株式会社ヤマダホールディングス社外監査役、株式会社三陽商会社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって9年となります。



所有する当社の株式数
300株

取締役会への出席状況
100% (17回/17回)

※社外監査役としての出席回数

略歴、当社における地位

1986年 4月	三菱信託銀行株式会社入社	2018年 3月	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人執行役員
1997年 9月	株式会社緒方不動産鑑定事務所 入所	2018年 6月	株式会社セレスポ社外監査役
2000年11月	同社取締役	2018年 7月	株式会社九段都市鑑定代表取締役
2006年 4月	東京地方裁判所民事調停委員 (現)	2021年 4月	東京民事調停協会連合会副会長
2009年 4月	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師	2021年 6月	当社社外監査役 (現) (2023年6月27日退任予定)
2012年11月	イオン・リートマネジメント株式会社投資委員会外部委員 (現)	2021年10月	株式会社シーアールイー社外取締役 (現)
2017年11月	株式会社九段緒方ホールディングス代表取締役社長	2022年 6月	株式会社セレスポ社外取締役 (現)
		2022年12月	株式会社九段緒方総合鑑定代表取締役 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に不動産鑑定業務を通じて豊富な経験と優れた見識を有し、また複数の企業で培われた会社経営の知見に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

7

とのいけ よし こ
外ノ池 佳 子

1971年1月26日生

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
20,000株

取締役会への出席状況
-

略歴、当社における地位

1997年4月	検事任官	2021年11月	弁護士登録
2017年4月	株式会社辰己法律研究所専任講師(現)	2021年11月	南木・北沢法律事務所入所
2021年6月	明治大学法制研究所講師(現)	2021年11月	同所客員弁護士(現)
2021年6月	大東通商株式会社社外取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏が選任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者番号

8

ブラッドリー エドミスター

Bradley Edmister 1974年3月7日生

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
-

略歴、当社における地位

1999年9月	Sullivan & Cromwell法律事務所入所	2011年9月	Morgan, Lewis & Bockius法律事務所入所
2000年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2011年9月	同所パートナー弁護士
2007年4月	Milbank, Tweed, Hadley & McCloy 法律事務所入所	2022年4月	慶応義塾大学大学院法務研究科特別招聘教授(現)
2008年4月	慶応義塾大学大学院法務研究科講師(現)	2023年2月	Hogan Lovells 法律事務所入所
2009年10月	Ropes & Gray 法律事務所入所	2023年2月	同所パートナー弁護士(現)
2009年10月	同所パートナー弁護士		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米国ニューヨーク州弁護士としての長年の活動を通して、M&A、プライベート・エクイティ、ジョイントベンチャーなどクロスボーダーM&A分野における豊富な経験と優れた見識を有していることから、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 飯村北氏、奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏及びBradley Edmister氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 飯村北氏及び奥田かつ枝氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しており、当社は、飯村北氏及び奥田かつ枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。外ノ池佳子氏及びBradley Edmister氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しているため、当社は、両氏が社外取締役に選任され就任した場合には独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、後述ページに記載のとおりであります。
4. 当社と飯村北氏及び奥田かつ枝氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。飯村北氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。奥田かつ枝氏が社外取締役に選任され就任した場合には、当社は奥田かつ枝氏との間に締結している責任限定契約を終了し、新たに上記と同様の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする予定であります。また、外ノ池佳子氏及びBradley Edmister氏が社外取締役に選任され就任した場合には、当社は各氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者が選任又は再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役中、綾隆介氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。また、奥田かつ枝氏が本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

あや
綾

りゅう
すけ
隆 介

1960年5月20日生

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
400株

取締役会への出席状況
100% (17回/17回)

監査役会への出席状況
100% (7回/7回)

略歴、当社における地位

1984年4月	株式会社日本興業銀行入行	2013年11月	みずほ信託銀行株式会社常務執行役員
2010年4月	株式会社みずほコーポレート銀行総合リスク管理部長	2013年11月	みずほ証券株式会社常務執行役員
2012年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員	2014年4月	株式会社みずほ銀行常務取締役
2012年4月	株式会社みずほ銀行執行役員	2014年6月	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役員常務
2012年4月	株式会社みずほコーポレート銀行執行役員	2017年6月	株式会社みずほ銀行取締役(監査等委員)
2013年11月	株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員	2017年6月	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役
2013年11月	株式会社みずほ銀行常務執行役員	2019年6月	当社社外監査役(現)

社外監査役候補者とした理由

金融機関における長年の経験と豊かな知識等、財務会計の知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。



略歴、当社における地位

1989年 4月 農林中央金庫入庫
2009年 7月 同金庫那覇支店長
2015年 6月 JAバンク統括部長
2017年 7月 農林中央金庫執行役員

2021年 4月 同金庫常任参与
2021年 6月 株式会社マルハニチロ物流
社外監査役（現）（2023年6
月23日退任予定）

社外監査役候補者とした理由

金融機関における長年の経験と豊かな知識等、財務会計の知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
—

監査役会への出席状況
—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 綾隆介氏及び木村吉男氏は、社外監査役候補者であります。
3. 綾隆介氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しており、当社は、綾隆介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。木村吉男氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しているため、当社は、同氏が社外監査役に選任され就任した場合には独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、後述ページに記載のとおりであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。監査役候補者が選任又は再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス (予定)

役 職	氏 名	主な専門性・バックグラウンド							
		経営・ 事業戦略	グローバ ル経営	サステナ ビリティ	法務・ リスク	財務・ 会計	人事・ 人材開発	研究・ 開発	DX・ 知財
代表取締役社長	池 見 賢	●	●	●			●		●
代表取締役 副社長執行役員	半 澤 貞 彦	●						●	
取締役 常務執行役員	舟 木 謙 二	●	●	●					
取締役 常務執行役員	廣 嶋 精 一				●	●	●		●
社外取締役	飯 村 北				●				
社外取締役	奥 田 かつ枝	●			●	●			
社外取締役	外ノ池 佳 子				●				
社外取締役	ブラッドリー・ エドミスター	●	●	●	●				
社外監査役	綾 隆 介	●	●		●	●			
社外監査役	大 野 泰 一	●				●			
社外監査役	木 村 吉 男	●				●			
監査役	田 部 浩 之		●		●	●			
社外監査役	兼 山 嘉 人					●			

(ご参考)

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、以下の事項に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- ① 当社グループの主要取引先の業務執行者。なお、主要取引先とは、その取引金額が当社グループ又は取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
- ② 当社グループの主要借入先の業務執行者。なお、主要借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している借入先をいう。
- ③ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ④ 当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
- ⑤ 上記①から④までに過去2年間において該当していた者
- ⑥ 上記①から④に該当する者が、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者又は二親等以内の親族

1. 吸収合併を行う理由

株式会社マルハニチロアセットは当社の完全子会社であり、当社グループ内において主に不動産賃貸事業を担っておりますが、この度、グループ内の重複する機能を当社に統合することで、経営資源を集約し、経営を効率化することを目的として、2023年5月8日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、株式会社マルハニチロアセットを吸収合併する旨を決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

本吸収合併の効力発生により、当社に抱合せ株式消滅差損（約20億円）の発生が見込まれるため、会社法第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定により、本吸収合併について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。なお、本吸収合併は当社完全子会社との合併であるため、当社の連結業績に与える影響はありません。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社及び株式会社マルハニチロアセットが2023年5月8日付で締結した合併契約の内容は次のとおりです。

吸収合併契約書（写）

マルハニチロ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社マルハニチロアセット（以下「乙」という。）は、甲乙間の吸収合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）し、甲は、乙の権利義務の全部を承継する。

（商号および住所）

第2条 吸収合併存続会社たる甲の商号および住所ならびに吸収合併消滅会社たる乙の商号ならびに住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

甲：商号 マルハニチロ株式会社
住所 東京都江東区豊洲三丁目2番20号

（2）吸収合併消滅会社

乙：商号 株式会社マルハニチロアセット
住所 東京都江東区豊洲三丁目2番20号

(合併の対価)

第3条 本件吸収合併は完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから無対価合併とし、甲は、本件吸収合併に際し、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等を交付せず、また、金銭等の割当てを行わない。

(甲の資本金および準備金)

第4条 本件吸収合併に際し、甲の資本金および準備金の額は増加しない。

(効力発生日)

第5条 本件吸収合併の効力発生日は、2024年4月1日とする。

2 本件吸収合併の効力発生日の前日までに本件吸収合併に必要な手続が遂行できないときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができるものとする。

(資産、負債および権利義務の引継ぎ)

第6条 甲は、効力発生日に、乙の資産、負債および権利義務一切を承継する。

(善管注意義務)

第7条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行うものとする。

(承認株主総会)

第8条 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに合併する。

(合併条件の変更および本契約の解除)

第9条 本契約締結後、効力発生日に至るまで、天災地変その他の理由により、甲または乙の資産状態、経営状態等に重大な変更が生じた場合または隠れたる重大な瑕疵が発見された場合は、甲乙協議のうえ、本契約を変更し、または解除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に規定のない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、その証として本書の電磁的記録を作成し、内容について甲乙が合意の後、電子署名を施し、各自電磁的記録を保管する。

2023年5月8日

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
甲 マルハニチロ株式会社
代表取締役 池見 賢

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
乙 株式会社マルハニチロアセット
代表取締役 阿部 富寿夫

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

(2) 吸収合併消滅会社（株式会社マルハニチロアセット）の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

(3) 当社及び吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 吸収合併存続会社の債務の履行の見込に関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込はあると判断しております。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス新規感染者数の増加局面が引き続きあったものの、行動制限が緩和されたことや、全国旅行支援等の政府による需要喚起策、インバウンド需要の回復を受けた、外食・旅行等のサービス消費が牽引役となり、個人消費を中心に緩やかな持ち直しが見られました。

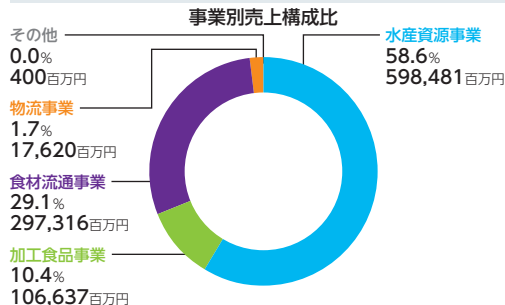
その一方で、当社グループ関連業界を取り巻く環境につきましては、ウクライナ情勢長期化等の影響を受けた原材料・エネルギーコストの高騰に加え、日米金利差や世界景気の動向を受けた為替相場の乱高下等もあり、不安定な環境が継続いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおいては、中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」の策定にあたり再定義した長期経営ビジョンの実現に向けて、「経営戦略とサステナビリティの統合」「価値創造経営の実践」「持続的成長のための経営基盤強化」に取り組んでまいりました。

(長期経営ビジョン)

- ①事業活動を通じた経済価値、社会価値、環境価値の創造により、持続可能な地域・社会づくりに貢献する
- ②総合食品企業として、グローバルに「マルハニチロブランド」の提供価値を高め、お客様の健康価値創造に貢献する
- ③水産資源調達力と食品加工技術力に基づく持続可能なバリューチェーンを強化し、企業価値の最大化を実現する

その結果、売上高は1,020,456百万円（前期比153,754百万円、17.7%増）、営業利益は29,575百万円（前期比5,756百万円、24.2%増）、経常利益は33,500百万円（前期比5,903百万円、21.4%増）となりました。また、2022年9月24日に当社広島工場で発生した火災による火災損失の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は18,596百万円（前期比1,697百万円、10.0%増）となりました。



(単位: 百万円)

	売上高	前期比	営業利益	前期比
■ 水産資源事業	598,481	23.8%増	21,376	60.2%増
■ 加工食品事業	106,637	2.3%増	3,115	38.4%減
■ 食材流通事業	297,316	13.5%増	3,087	21.4%減
■ 物流事業	17,620	6.1%増	1,583	43.7%増
■ その他	400	2.1%減	278	68.0%増
■ 全社	-	-	134	38.5%減
計	1,020,456	17.7%増	29,575	24.2%増

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

水産資源事業

売上高構成比
58.6%

水産資源事業は、国内外で漁業を行う漁業ユニット、国内において主にブリ、カンパチ、マグロの養殖を行う養殖ユニット、国内外にわたり水産物の調達・市場流通も含む販売ネットワークを持つ水産商事ユニット、中国・東南アジア・北米・欧州において水産物・加工食品の生産・販売を行う海外ユニットから構成され、新型コロナウイルスの影響により大きく変化する事業環境に対応し、収益の確保に努めました。

漁業ユニットは、メロを始め主要魚種の販売好調により増収となり、魚価の回復により増益となりました。

養殖ユニットは、量販店や外食向けを中心としたブリ、カンパチの販売数量増加とコロナ禍で下落した売価の回復に加えて、マグロを始め主要魚種相場の更なる上昇により増収増益となりました。

水産商事ユニットは、外食・業務用向け販売の回復に加えて、水産物全般の堅調な魚価に支えられ、増収増益となりました。

海外ユニットは、北米では生産効率の向上や新たに獲得したアラスカのスケソウダラ資源が生産増に寄与し、加えて堅調なマーケットの中で販売価格が上昇したことにより増収増益となりました。欧州では水産物需要拡大に対応した仕入・販売やイギリス水産加工販売会社の買収及びオランダの食品卸会社への追加出資による子会社化により増収増益、アジアではタイのペットフードが北米向けの販売好調やドル高パーツ安により増収増益となり、全体においても増収増益となりました。

以上の結果、水産資源事業の売上高は598,481百万円（前期比23.8%増）、営業利益は21,376百万円（前期比60.2%増）となりました。

売上高

(単位：百万円)

483,601

598,481

第78期
2021年度

第79期
2022年度

営業利益

(単位：百万円)

13,345

21,376

第78期
2021年度

第79期
2022年度



遠洋底はえ縄漁船



養殖ブリ



ブラックタイガー



豊洲市場内



スケソウダラ加工施設

加工食品事業

売上高構成比
10.4%

加工食品事業は、家庭用冷凍食品・缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート・調味料・フリーズドライ製品等の製造・販売を行う加工食品ユニット及び化成品の製造・販売を行うファインケミカルユニットから構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

加工食品ユニットは、食品全体の値上げによる消費心理の冷え込みや節約志向が見られ、数量面では苦戦しましたが、継続する簡便食ニーズに加え、値上げ効果や販売拡大に向けた施策が奏功し、増収となりました。一方、秋に再値上げを実施したものの、引き続き原材料・資材、エネルギーコストの高騰及び為替変動の影響を受け、減益となりました。

ファインケミカルユニットは、今期より新規参入したヘパリンの販売や既存の健康食品向けの販売が底堅く推移し、増収増益となりました。

以上の結果、加工食品事業の売上高は106,637百万円（前期比2.3%増）、営業利益は3,115百万円（前期比38.4%減）となりました。

売上高 (単位：百万円)

104,192 106,637

第78期 第79期
2021年度 2022年度

営業利益 (単位：百万円)

5,061 3,115

第78期 第79期
2021年度 2022年度



冷凍食品（横浜あんかけラーメン）



フィッシュソーセージ
(DHA入りリサラーソーセージ)



カップゼリー (The Fruit みかん)



フリーズドライ製品



魚油 (DHA)



食材流通事業

売上高構成比
29.1%

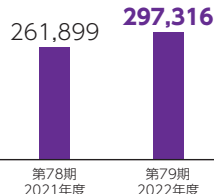
食材流通事業は、多様な業態に対して水産商材や業務用商材の製造・販売を行う食材流通ユニット、国内外の畜産物を取り扱う畜産ユニットから構成され、グループにおける原料調達力、商品開発力、加工技術力を結集して業態ニーズにお応えする商品を提案し、収益の確保に努めました。

食材流通ユニットは、外食向けを中心に販売が回復したこと、介護食・給食が堅調に推移したこと、価格改定に努めたことなどにより増収となりました。しかしながら、業務効率化・生産性向上等に努めましたが、更なる原材料・エネルギーコストの高騰及び円安によるコストアップのカバーまでには至らず、減益となりました。

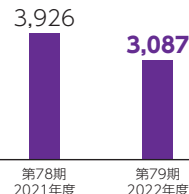
畜産ユニットは、全般的な輸入畜肉相場高騰による販売価格の上昇、欧州産豚肉の取り扱い増加に加え、国産牛肉の販売が堅調に推移したことから、増収増益となりました。

以上の結果、食材流通事業の売上高は297,316百万円（前期比13.5%増）、営業利益は3,087百万円（前期比21.4%減）となりました。

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



業務用食品（鮭のたたき）



かき揚げ



マンゴープリン、杏仁豆腐



メディケア食品



十勝加工場・牛枝肉



物流事業

売上高構成比
1.7%

物流事業は、電気料金の値上げに伴い動力費が大幅に増加となったものの、大都市圏を中心に保管需要を着実に取り込んだことにより、売上高は17,620百万円（前期比6.1%増）、営業利益は1,583百万円（前期比43.7%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)

16,600 17,620

第78期 第79期
2021年度 2022年度

営業利益 (単位：百万円)

1,101 1,583

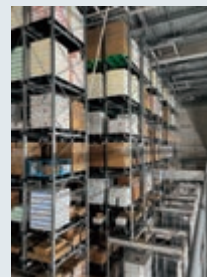
第78期 第79期
2021年度 2022年度



マルハニチロ物流 名古屋物流センター



冷凍倉庫内



自動倉庫

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、既存分野において優位性のある事業を更に確固たるものとし、成長分野に経営資源を集中させることを目的として、水産資源事業、加工食品事業を中心に全体で30,681百万円の設備投資を実施いたしました。

水産資源事業においては、Westward Seafoods, Inc.において、スケソウダラの加工施設を取得するなど、海外における漁獲・供給体制の強化を目的に18,651百万円の設備投資を実施いたしました。

加工食品事業においては、当社において、群馬工場の焼きそばラインを設置するなど、生産・供給体制の強化を目的に5,232百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は経常的な資金調達に加え、2022年11月2日に、環境持続型の漁業・養殖事業等に資金用途を限定した債券（第1回無担保社債（ブルーボンド））5,000百万円を発行いたしました。

- ・本邦初となる「ブルーボンド」発行に関するお知らせ

https://www.maruhanichiro.co.jp/corporate/news_center/news_topics/20220929_03_bluebond_issuance.jp.pdf



- ・ブルーボンドの発行条件決定に関するお知らせ

https://www.maruhanichiro.co.jp/corporate/news_center/news_topics/20221027_bluebond_jp.pdf



(4) 対処すべき課題

2023年5月より、新型コロナウイルスの感染症法上の区分が2類相当から季節性インフルエンザ等と同等の5類に移行となり、ウィズコロナの生活様式定着がより一層加速し、社会経済活動の正常化も一段と進むことで、個人消費の回復が継続すると想定しております。また、水際対策の緩和も行われることで、インバウンド需要が本格的に拡大し、外食・旅行等のサービス消費への追い風となることを見込まれております。

その一方で、ウクライナ情勢長期化等の影響を受けた原材料・エネルギーコストの高騰による消費マインド低下や、世界主要各国の金融引き締めに伴う急激な金利上昇・金融不安を発端とした、世界経済の減速リスクも想定されており、予断を許さない状況が継続すると考えております。

このような状況のもと、当社グループは2022年度から2024年度までの3ヵ年を対象とするグループ中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」の2年目を迎えます。

中期経営計画の策定にあたり再定義した長期経営ビジョンの実現に向けて、「経営戦略とサステナビリティの統合」「価値創造経営の実践」「持続的成長のための経営基盤強化」に引き続き取り組んでまいります。

次期の連結業績は、売上高980,000百万円（前期比4.0%減）、営業利益27,000百万円（前期比8.7%減）、経常利益27,000百万円（前期比19.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益18,500百万円（前期比0.5%減）を見込んでおります。

各事業の対処すべき課題

当社グループは、「魚」をコアにした水産食品企業グループであり、製品・サービスの特性、市場及び顧客の種類などの要素で多面的にとらえて編成した複数の事業ユニットを、主に事業類似性の観点から、分割・集約したうえで、「水産資源」、「加工食品」、「食材流通」及び「物流」の4つを報告セグメントとしております。

各事業の対処すべき課題は次のとおりであります。

～水産資源事業～

漁業ユニットは、燃油代を中心に原価上昇が予想されますが、事業環境の変化に対応し、安定した漁業オペレーションを実施するとともに、自社加工度を高めるなど販売ルートを多様化することにより、収益の向上に努めてまいります。

養殖ユニットは、燃料代、飼料代等の高騰による原価上昇が予想されますが、国内におけるマグロ・ブリ・カンパチの養殖を主軸として、技術改善とコスト削減、輸出拡大に取り組み、収益確保に努めてまいります。

水産商事ユニットは、資源国の漁獲・生産状況と主要な需要国の変化の激しい消費動向を把握し効率的な調達と販売を行うことにより、収益の拡大に努めてまいります。

海外ユニットは、海外事業拠点における収益基盤の強化、販売促進を進めてまいります。北米では人件費、燃油等のコスト上昇に対し、工場の生産効率化や生販一体となった事業運営により収益の向上に努めます。欧州ではM&Aにより強化された販売網を連携させて売上拡大を目指します。タイのペットフードについては、商品開発により競争優位性を高めて販路拡大に取り組んでまいります。

～加工食品事業～

加工食品ユニットは、マーケティングや研究開発部門との連携を強化し、商品開発力を向上させるとともに積極的な販促活動を展開し、売上の拡大とブランド認知の向上を図ります。

広島工場焼失後における家庭用冷凍食品事業では、事業構造の見直しと転換、拡大を進めてまいります。また、外部環境に応じた価格改定や商品の差別化に努め、収益性を更に高めてまいります。

ファインケミカルユニットでは、機能性取得による既存商品の拡販を行い、更に医薬原薬（EPA、ヘパリン）の拡大、「予防食・未病食」分野への取り組みなどにより、事業規模拡大に努めてまいります。

～食材流通事業～

食材流通ユニットは、量販店・外食・コンビニエンスストア・宅配生協・介護食など顧客起点による販売活動を更に強化し、食品・水産・畜産の枠組みを超えた提案を推進してまいります。また、アイテム集約等による業務効率の向上及び工場生産性改善を実行し、収益率の向上を目指してまいります。

畜産ユニットは、飼料、エネルギーコストの上昇から世界的な畜肉相場の高値継続など厳しい事業環境が見込まれますが、国内外に渡る多様な調達網を活用して市場のニーズに対応し、グループ内連携を強化することで収益力の向上を図ってまいります。

～物流事業～

物流ユニットは、大都市圏を中心とした物流拠点を最大限に活用し、保管需要の取り込みを図るとともに、全国レベルで輸配送・通関等を含めた総合物流サービスをお客様に提供することにより、収益拡大を目指します。また、電気料金の上昇に伴う動力費の増加や荷役ほか人件費等の増加によるコスト上昇分を適切に価格へ転嫁することにより、持続可能な物流体制を構築します。

新型コロナウイルスによる社会・経済活動への影響は次第に落ち着きを取り戻しつつあるものの、当社グループを取り巻く環境の変化は日々激しさを増しております。このような不確実性の高い環境下でも勝ち抜ける企業を目指し、グループ中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」に引き続き取り組み、更なる企業価値向上と持続的成長を実現してまいります。

当社グループは様々な事業活動において、ブランドステートメントでもある「海といのちの未来をつくる」のもと、マルハニチログループならではの提供価値を通じて、社会にとって「かけがえない存在」を目指します。

また、こうした活動の前提として、当社グループは「誠実を旨とし、本物・安心・健康な『食』の提供を通じて、人々の豊かなくらしとしあわせに貢献します」をグループ理念と定め、全員で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2027年に向けた新長期経営ビジョン

新長期経営 ビジョン

1. 事業活動を通じた経済価値、社会価値、環境価値の創造により、持続可能な地球・社会づくりに貢献する
2. 総合食品企業として、グローバルに「マルハニチロブランド」の提供価値を高め、お客様の健康価値創造に貢献する
3. 水産資源調達力と食品加工技術力にもとづく持続可能なバリューチェーンを強化し、企業価値の最大化を実現する

事業ビジョン

1. 世界No.1の水産会社としての地位を確立する
2. 冷凍食品・介護食品のトップメーカーとしての地位を確立する
3. 水産物および水産物由来をはじめとする機能性材料における健康価値創造のリーディングカンパニーとしての地位を確立する

中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」の概要

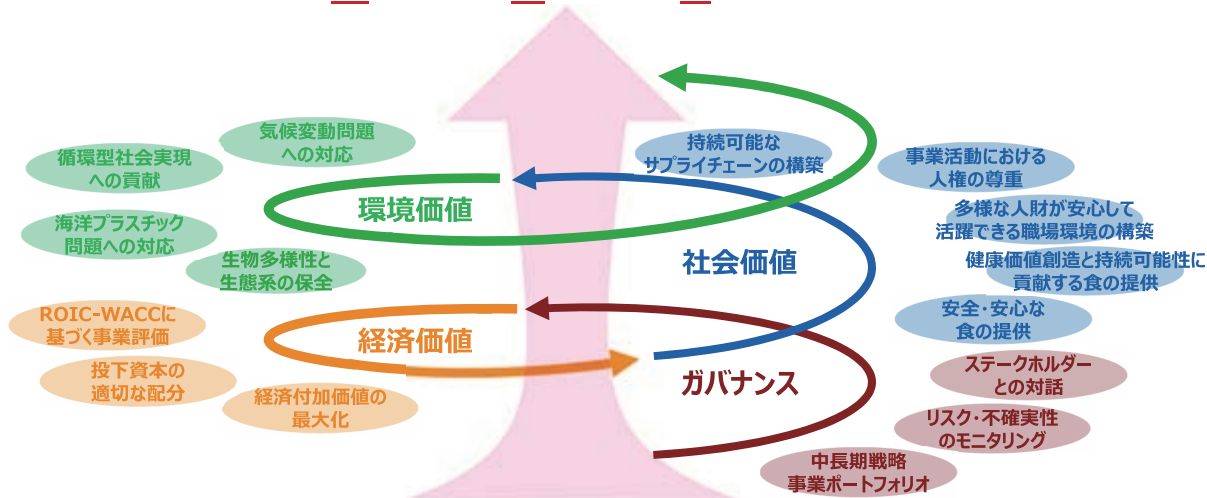
(1) 中期経営計画の基本的な考え方

<p>経営戦略と サステナビリティの統合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営戦略とサステナビリティを一体として実現する、当社グループの価値創造のあり方として、Maruha Nichiro Value (MNV) を定義 	<p>デジタル技術を活用した価値創造の推進</p>
<p>価値創造経営の実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 価値創造経営を推進するガバナンス体制の構築 ■ マテリアリティの特定、財務・非財務KGIの設定 ■ 事業ポートフォリオに基づく資源配分 ■ 成長ドライバー領域への戦略投資 ■ 水産・食品の枠組みを超えたバリューチェーンの価値最大化 	
<p>持続的成長のための 経営基盤強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様化する消費者のニーズに対応した健康価値の創造と提供 ■ イノベーションエコシステムの構築 ■ 人財への積極的な投資 ■ コーポレートブランドの発信強化 ■ 知財リスク対応と無形資産の活用・強化推進 ■ DX推進基盤の構築とデジタル技術の活用 	

(2) 経営戦略とサステナビリティの統合

経営戦略とサステナビリティの統合により、すべてのステークホルダーに対してMaruha Nichiro Value (MNV) を創造し、企業価値向上と持続的成長を実現します。

Maruha Nichiro Value



(3) 価値創造経営の実践 (経営戦略)

財務KGI

		24年度計画 A	27年度目標 B	22年度実績 C	差異	
					A-C	B-C
MNEV	(億円)	95~	110~	140	▲45	▲30
売上高	(億円)	9,600~	10,000~	10,205	▲605	▲205
営業利益	(億円)	270~	310~	296	▲26	14
EBITDA	(億円)	465~	500~	474	▲9	26
ROIC		4.3%~	5%~	4.8%	▲0.5pt	0.2pt
ROE		9%~	9%~	11.0%	▲2.0pt	▲2.0pt
ネットD/Eレシオ		~1.2倍	~1.0倍	1.5倍	▲0.3pt	▲0.5pt

※経済価値 (MNEV : Maruha Nichiro Economic Value) 創造の考え方

MNEVは、“事業活動の成果に伴う経済付加価値額”として、投下資本利益率 (ROIC) と加重平均資本コスト (WACC) の差 (MNEVスプレッド) に、投下資本を乗じ算出し可視化

$$\begin{aligned}
 \text{MNEV}^1 &= \text{MNEVスプレッド} \times \text{投下資本} \\
 &= (\text{投下資本に対する利回り (ROIC: 投下資本利益率)} - \text{資本コスト (WACC: 加重平均資本コスト)}) \times \text{投下資本}
 \end{aligned}$$

(4) 価値創造経営の実践（サステナビリティ戦略）

環境価値の創造

- ① 気候変動問題への対応
- ② 循環型社会実現への貢献
- ③ 海洋プラスチック問題への対応
- ④ 生物多様性と生態系の保全

社会価値の創造

- ⑤ 安全・安心な食の提供
- ⑥ 健康価値創造と持続可能性に貢献する食の提供
- ⑦ 多様な人財が安心して活躍できる職場環境の構築
- ⑧ 事業活動における人権の尊重
- ⑨ 持続可能なサプライチェーンの構築

(5) 持続的成長のための経営基盤強化

多様化する消費者のニーズに対応した健康価値の創造と提供	・ 水産資源調達力と食品加工技術力を生かし、お客様の健康に貢献できる食品を提供（冷凍食品・加工食品、機能性食品、介護食、ペットフード）
イノベーションエコシステムの構築	・ マリンテック領域とフードテック領域への先行投資 ・ 新規事業領域でのデジタル活用の可能性探索
人財への積極的な投資	・ 「新しい時代のチェンジメーカー創出」を目標に、組織・人財の強化に取り組む
コーポレートブランドの発信強化	・ “魚の多様な価値”の提案を通じ、「ブランドの提供価値」の発信を強化
知財リスク対応と無形資産の活用・強化推進	・ グループ内連携を強化し、知財リスクへの対応と無形資産の活用・強化をグループ全体で推進
DX推進基盤の構築とデジタル技術の活用	・ 経営主導によるDX推進体制構築、変革と新技術を生み出す基盤強化 ・ 既存IT資産のモダナイズ、業務プロセス変革による生産性向上

詳細につきましては、以下をご参照ください。

中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」

URL : <https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/ir/midterm>



活動事例

■ 統合報告書

「海といのちの未来をつくる」サステナビリティ戦略に関する事例はこちらをご覧ください。

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/sustainability/report/pdf/report2022.pdf>



- 1 気候変動問題への取組み (P.38)
- 2 クリーンアップ活動“Make Sea Happy!”で海洋プラスチックごみ対策 (P.42)
- 3 水産資源の保全と持続可能な調達に向けて (P.44)
- 4 事業活動における人権の尊重 (P.46)
- 5 健康経営の推進 (P.48)

■ サステナビリティレポート

詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/sustainability/report/pdf/sustainability_report2022.pdf



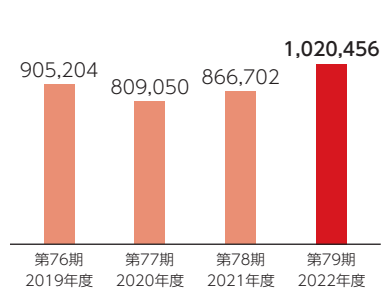
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 2019年度	第77期 2020年度	第78期 2021年度	第79期 (当連結会計年度) 2022年度
売上高 (百万円)	905,204	809,050	866,702	1,020,456
営業利益 (百万円)	17,079	16,172	23,819	29,575
経常利益 (百万円)	19,901	18,093	27,596	33,500
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,537	5,753	16,898	18,596
1株当たり 当期純利益 (円)	238.24	109.33	321.13	363.68
総資産 (百万円)	528,063	532,866	548,603	637,227
純資産 (百万円)	158,978	166,660	187,895	212,522
1株当たり 純資産 (円)	2,520.27	2,707.93	3,043.95	3,534.39

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しており、第77期の数値については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

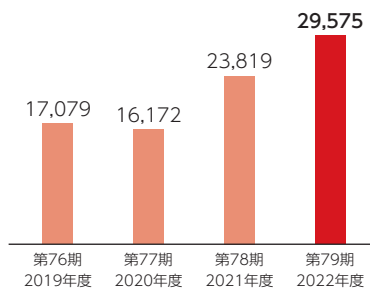
売上高

(単位：百万円)



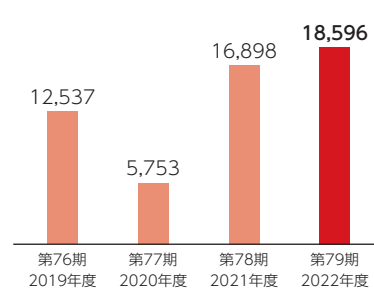
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

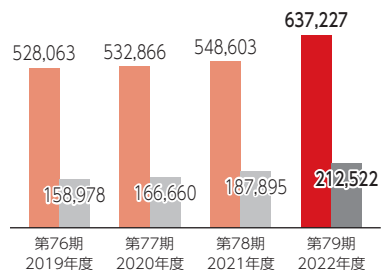
(単位：百万円)



総資産 / 純資産

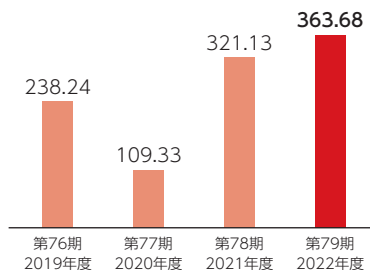
(単位：百万円)

■ 総資産 ■ 純資産



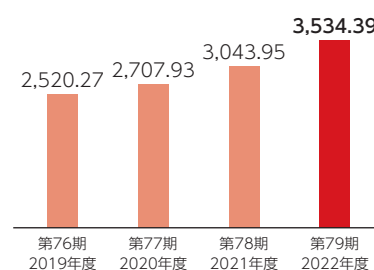
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産

(単位：円)



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
■ 大洋エーアンドエフ株式会社	709	100.0	水産資源事業（漁業ユニット）
■ Austral Fisheries Pty Ltd.	千豪ドル 31,035	50.0	水産資源事業（漁業ユニット）
■ 大都魚類株式会社	2,628	100.0	水産資源事業（水産商事ユニット）
■ 神港魚類株式会社	100	100.0	水産資源事業（水産商事ユニット）
■ 大東魚類株式会社	100	90.2	水産資源事業（水産商事ユニット）
■ 株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	97	100.0	水産資源事業（水産商事ユニット）
■ 九州中央魚市株式会社	90	※ 83.4	水産資源事業（水産商事ユニット）
■ Kingfisher Holdings Limited	百万パーツ 119	※ 50.6	水産資源事業（海外ユニット）
■ Southeast Asian Packaging and Canning Limited	百万パーツ 90	※ 99.9	水産資源事業（海外ユニット）
■ K F Foods Limited	百万パーツ 300	※ 99.9	水産資源事業（海外ユニット）
■ Premier Pacific Seafoods, Inc.	千米ドル 1	※ 100.0	水産資源事業（海外ユニット）
■ Westward Seafoods, Inc.	千米ドル 29,800	※ 100.0	水産資源事業（海外ユニット）
■ Alyeska Seafoods, Inc.	千米ドル 940	※ 100.0	水産資源事業（海外ユニット）
■ Maruha Capital Investment, Inc.	千米ドル 66,943	100.0	水産資源事業（海外ユニット）
■ Seafood Connection Holding B.V.	千ユーロ 18	※ 70.0	水産資源事業（海外ユニット）
■ Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	千ユーロ 100	100.0	水産資源事業（海外ユニット）
■ アイシア株式会社	660	100.0	水産資源事業（海外ユニット）
■ 株式会社マルハニチロ北日本	50	100.0	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ 株式会社ヤヨイサンフーズ	727	100.0	食材流通事業（食材流通ユニット）
■ マルハニチロ畜産株式会社	400	100.0	食材流通事業（畜産ユニット）
■ 株式会社マルハニチロ物流	430	100.0	物流事業（物流ユニット）
■ 株式会社マルハニチロアセット	100	100.0	その他

(注) 1. ※印は間接保有の株式が含まれております。

2. 会社名の左に記載している□マークは、事業別になっております。

(■水産資源事業、■加工食品事業、■食材流通事業、■物流事業、■その他)

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及びその子会社99社、関連会社54社により構成されており、事業は水産資源事業、加工食品事業、食材流通事業、物流事業、その他これらに附随する事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
当社	東京都江東区	(営業所) 北海道支社、東北支社（宮城県）、関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、中四国支社（広島県）、九州支社（福岡県） (工場) 新石巻工場、白鷹工場（山形県）、大江工場（山形県）、宇都宮工場、群馬工場、広島工場、下関工場 (研究所) 中央研究所（茨城県）
大都魚類株式会社	東京都江東区	(営業所) 千住支社、大田支社、成田支社
株式会社マルハニチロアセット	東京都江東区	
株式会社ヤヨイサンフーズ	東京都港区	(営業所) 北海道支店、東北支店（宮城県）、関信越支店（群馬県）、静岡支店、中部支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、中国支店（広島県）、九州支店（福岡県） (工場) 気仙沼工場（宮城県）、長岡工場（新潟県）、清水工場（静岡県）、九州工場（福岡県）
アイシア株式会社	東京都港区	(営業所) 北海道支店、東日本支店（東京都）、中部支店（愛知県）、西日本支店（大阪府）、九州支店（福岡県）
大洋エーアンドエフ株式会社	東京都中央区	
株式会社マルハニチロ物流	東京都中央区	(営業所) 関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、九州支社（福岡県）
株式会社マルハニチロ北日本	北海道釧路市	(工場) 釧路工場、富良野工場、森工場（北海道）、青森工場
マルハニチロ畜産株式会社	北海道 札幌市西区	(工場) 札幌工場、名寄工場、十勝工場
大東魚類株式会社	愛知県 名古屋市中熱田区	
神港魚類株式会社	兵庫県 神戸市兵庫区	(営業所) 東部支社（兵庫県）、明石支社
株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	福岡県 福岡市東区	
九州中央魚市株式会社	熊本県 熊本市西区	(営業所) 鹿児島市場
Maruha Capital Investment, Inc.	アメリカ ワシントン州	
Westward Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ダッチハーバー工場（アメリカ アラスカ州）、ノーザンビクター工場（アメリカ アラスカ州）
Alyeska Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ウナラスカ工場（アメリカ アラスカ州）
Premier Pacific Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
Austral Fisheries Pty Ltd.	オーストラリア 西オーストラリア州	
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
Seafood Connection Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
KF Foods Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ナディー工場 (タイ サムットサコン県)
Kingfisher Holdings Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ソングラ工場 (タイ ソングラ県)
Southeast Asian Packaging and Canning Limited	タイ サムットサコン県	(工場) バンプー工場 (タイ サムットプラカーン県)、ナディー工場 (タイ サムットサコン県)

(ご参考) マルハニチロのネットワーク

- ・ 本社関連主要拠点

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/outline/data/office/>



- ・ グループ会社主要拠点

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/outline/group/>



(9) 従業員の状況

①連結会社の状況

事業	従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)
■ 水産資源事業	8,307 [8,555]	359 [290]
■ 加工食品事業	1,212 [1,791]	△101 [△190]
■ 食材流通事業	1,995 [2,874]	132 [△250]
■ 物流事業	854 [83]	△2 [△8]
■ その他	7 [-]	△2 [△1]
■ 全社（共通）	468 [76]	105 [10]
合計	12,843 [13,379]	491 [△149]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
 3. 当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

②当社の状況

従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,640 [1,723]	△7 [△199]	42.1	15.9

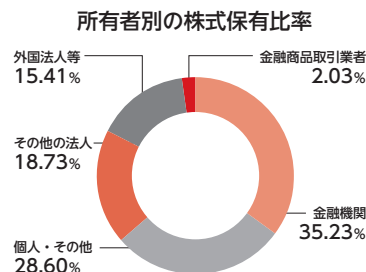
(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	53,035
農林中央金庫	46,637
株式会社三菱UFJ銀行	40,555
三井住友信託銀行株式会社	23,126
株式会社山口銀行	19,582

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,957,000株
- (2) 発行済株式の総数 50,541,690株
(自己株式37,147株を除く。)
- (3) 株主数 78,559名
(前期末比22,472名減)
- (4) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,982	13.82
大東通商株式会社	4,931	9.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,250	4.45
農林中央金庫	1,864	3.69
株式会社みずほ銀行	1,598	3.16
OUGホールディングス株式会社	846	1.67
東京海上日動火災保険株式会社	807	1.60
日本生命保険相互会社	739	1.46
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	674	1.33
株式会社山口銀行	635	1.26

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (37,147株) を控除して計算しております。
 なお、自己株式には、株式給付信託 (B B T) に係る信託口名義の株式 (89,476株) は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	1,624	1
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年5月9日開催の取締役会の決議に基づき、2022年6月1日から2022年9月15日までの期間において、普通株式2,017,300株、総額4,999,839,300円の自己株式を取得しました。

当社は、2022年10月31日開催の取締役会の決議に基づき、2022年11月10日付で自己株式2,017,300株を消却しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池 見 賢	
取締役専務執行役員	栗 山 治	水産資源、物流 各セグメント統括 漁業、水産商事各ユニット長 大洋エーアンドエフ株式会社代表取締役社長
取締役専務執行役員	半 澤 貞 彦	加工食品、食材流通 各セグメント統括 開発部、生産管理部、各支社（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）、広域営業部、各工場（新石巻、白鷹、大江、宇都宮、群馬、広島、下関）担当
取 締 役	中 部 由 郎	大東通商株式会社代表取締役社長
取 締 役	飯 村 北	弁護士、古河電池株式会社社外取締役、株式会社ヤマダホールディングス社外監査役、株式会社三陽商会社外監査役
取 締 役	八 丁 地 園 子	日本航空株式会社社外取締役、株式会社ダイセル社外取締役
監 査 役	綾 隆 介	
監 査 役	大 野 泰 一	
監 査 役	田 部 浩 之	
監 査 役	兼 山 嘉 人	公認会計士
監 査 役	奥 田 かつ枝	

(注) 1. 当事業年度中に辞任した者は以下のとおりであります。

辞任時の会社における地位	氏名	辞任時の重要な兼職の状況	辞任日
代表取締役会長	伊藤 滋		2023年 1月31日

2. 取締役中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役綾隆介氏、大野泰一氏、兼山嘉人氏及び奥田かつ枝氏は、社外監査役であります。
4. 監査役兼山嘉人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役中部由郎氏の重要な兼職先である大東通商株式会社は、当社の大株主であります。その他の社外役員の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 当社は、取締役中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏並びに監査役綾隆介氏、大野泰一氏、兼山嘉人氏及び奥田かつ枝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2023年4月1日をもって、会社における地位、担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更になりました。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	栗山 治	大洋イーアンドエフ株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長執行役員	半澤 貞彦	開発部、生産管理部、各支社（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）、広域営業部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏並びに社外監査役兼山嘉人氏及び奥田かつ枝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりです。

1) 基本方針

当社は経営陣・取締役の報酬について、短期業績に対する責任を明確にするとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度を導入しております。具体的には、経営陣・取締役の報酬は、固定報酬・短期業績連動報酬・中期業績連動型株式報酬により構成しております。ただし監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

2) 固定報酬の個人別の報酬等の額及び支給時期等の決定方針

当社の取締役の固定報酬は月例での支給とし、各取締役の役位や役割・責務等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3) 短期業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定方針

短期業績連動報酬は、財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であるとの判断から、連結経常利益を指標としております。別途定める基準に従い、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度にて月例での支給としております。

4) 中期業績連動型株式報酬の内容及び額の算定方法の決定方針

中期業績連動型株式報酬については、中長期的な企業価値向上と持続的成長を図るためのインセンティブの付与を目的として、株式給付信託の仕組みを採用し、別途定める株式給付規程に従って役位に応じたポイントを付与し、ポイントに応じて取締役を退任した時に当社株式を交付しております。

5) 固定報酬の額及び短期業績連動報酬の額並びに中期業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

固定報酬、短期業績連動報酬及び中期業績連動型株式報酬の割合が、概ね75%：15%：10%となることを目安として役員報酬制度を設計しております。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として役員報酬制度及び水準並びに報酬額等につき審議を行い、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐しております。個人別の報酬額については、取締役会において指名・報酬委員会からの答申を尊重し、決定しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬	
取締役	265	188	57	19	7
(うち社外取締役)	(27)	(27)	(-)	(-)	(3)
監査役	82	82	-	-	6
(うち社外監査役)	(61)	(61)	(-)	(-)	(5)
合計	348	271	57	19	13
(うち社外役員)	(89)	(89)	(-)	(-)	(8)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度における業績連動報酬のうち金銭報酬については、前事業年度の連結経常利益予算に対する達成度により決定しておりますが、2021年度における達成率は133%でした。なお、連結経常利益の推移は「1 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 2014年1月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は月額10百万円以内と決議されております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は13名（うち社外取締役は2名）、対象監査役の員数は5名（うち社外監査役は4名）です。
4. 当事業年度における業績連動報酬のうち非金銭報酬については、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与し、当該ポイントは、各中期経営計画対象期間終了後に、業績達成度に応じた係数を乗じることによって調整します。
5. 2022年6月28日開催の第78期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入しております。なお、株式給付信託で取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイント（うち取締役分として19,000ポイント）を上限とし、取締役等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されると決議されております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中部 由郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。会社経営の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会2回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
取締役 飯村 北	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。弁護士としての法令遵守の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会2回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
取締役 八丁地 園子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。金融機関及び複数の企業で培われた会社経営の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会2回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
監査役 綾 隆介	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また監査役会7回全てに出席しております。金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
監査役 大野 泰一	2022年6月28日の就任後に開催された取締役会13回全てに、また監査役会5回全てに出席しております。金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
監査役 兼山 嘉人	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また監査役会7回全てに出席しております。公認会計士として財務会計の知見を有し専門的な見地から、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
監査役 奥田 かつ枝	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また監査役会7回全てに出席しております。主に不動産鑑定業務を通じた豊富な経験と優れた見識、複数の企業で培われた会社経営の知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	157
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	261

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Austral Fisheries Pty Ltd.、Kingfisher Holdings Limited、Southeast Asian Packaging and Canning Limited、KF Foods Limited、Premier Pacific Seafoods, Inc.、Westward Seafoods, Inc.、Alyeska Seafoods, Inc.、Maruha Capital Investment, Inc.、Seafood Connection Holding B.V.及びMaruha Nichiro Europe Holding B.V.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員状況、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である社債発行に関する監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、同議案を株主総会に提案いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

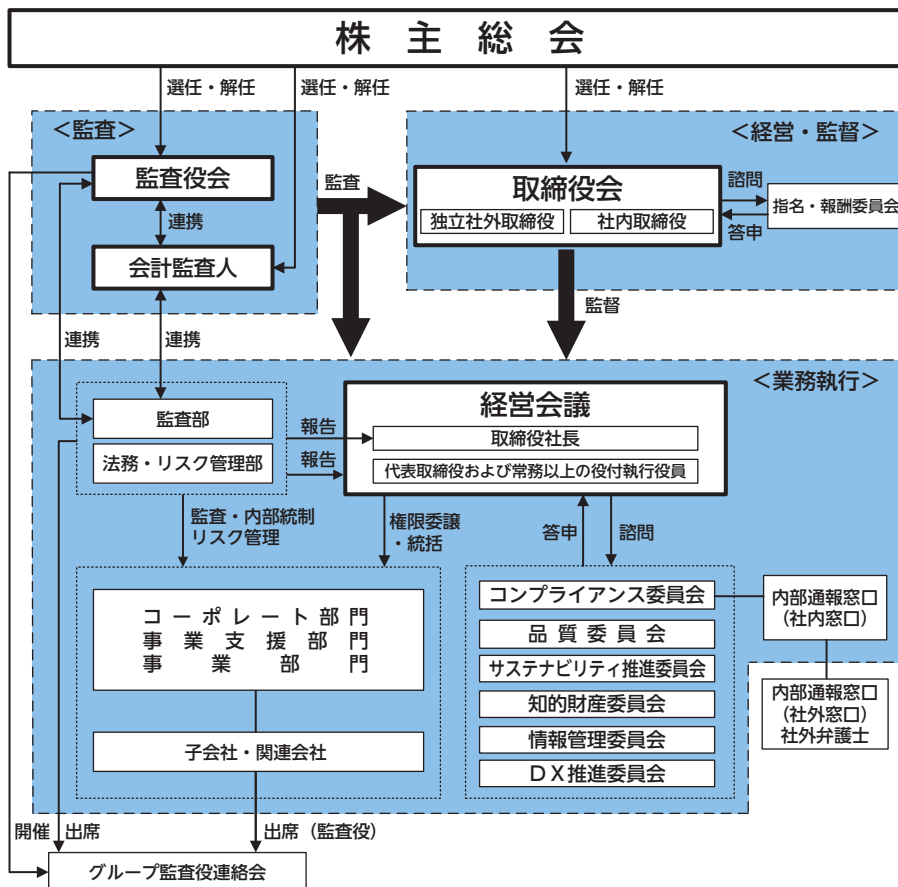
株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要施策と位置付けております。経営体質の一層の強化を徹底して、財務面での充実を図りつつ、経営環境を見極めながら安定配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。自己株式の取得については、業績動向を踏まえて剰余金の配当等の決定に関する方針と整合的な範囲において機動的に実施することとしております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制について

当社グループは、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、当社グループの持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上をめざします。そのため、意思決定の迅速化を図るとともに、チェック機能の強化を図ることで、経営の健全性、透明性、効率性を確保することを重要な課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組みます。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」としてまとめ、当社ホームページに公表しています。
(<https://www.maruha-nichiro.co.jp>)

コーポレート・ガバナンス体制図



連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	392,639	流動負債	265,448
現金及び預金	33,679	支払手形及び買掛金	41,701
受取手形、売掛金及び 契約資産	131,769	短期借入金	174,228
棚卸資産	216,698	未払金	30,659
その他	10,903	未払法人税等	3,924
貸倒引当金	△410	賞与引当金	1,893
		その他	13,040
固定資産	244,587	固定負債	159,255
有形固定資産	148,995	社債	5,000
建物及び構築物	55,119	長期借入金	121,910
機械装置及び運搬具	42,076	特別修繕引当金	115
土地	42,417	環境対策引当金	0
建設仮勘定	3,905	役員株式給付引当金	50
その他	5,476	退職給付に係る負債	19,091
		その他	13,087
無形固定資産	31,728	負債合計	424,704
のれん	8,868	(純資産の部)	
その他	22,860	株主資本	163,639
投資その他の資産	63,864	資本金	20,000
投資有価証券	39,029	資本剰余金	36,634
退職給付に係る資産	498	利益剰余金	107,313
繰延税金資産	5,788	自己株式	△308
その他	20,070	その他の包括利益累計額	14,672
貸倒引当金	△1,522	その他有価証券評価差額金	7,782
		為替換算調整勘定	7,920
資産合計	637,227	退職給付に係る調整累計額	△1,030
		非支配株主持分	34,210
		純資産合計	212,522
		負債・純資産合計	637,227

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,020,456
売上原価	885,201
売上総利益	135,254
販売費及び一般管理費	105,678
営業利益	29,575
営業外収益	
受取配当金	1,001
持分法による投資利益	1,113
為替差益	2,340
雑収入	2,869
営業外費用	
支払利息	2,281
貸倒引当金繰入額	443
雑支出	675
経常利益	33,500
特別利益	
固定資産売却益	2,387
投資有価証券売却益	778
段階取得に係る差益	317
その他	894
特別損失	
固定資産処分損失	2,076
減損損失	385
火災損失	3,079
その他	791
税金等調整前当期純利益	31,545
法人税、住民税及び事業税	7,597
法人税等調整額	△538
当期純利益	24,486
非支配株主に帰属する当期純利益	5,890
親会社株主に帰属する当期純利益	18,596

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	220,161	流動負債	169,079
現金及び預金	5,733	買掛金	18,340
受取手形及び売掛金	74,726	短期借入金	120,490
商品及び製品	90,815	未払金	22,167
仕掛品	11,815	未払法人税等	482
原材料及び貯蔵品	5,058	その他	7,599
短期貸付金	25,587	固定負債	117,578
その他	6,424	社債	5,000
固定資産	164,292	長期借入金	100,812
有形固定資産	27,820	退職給付引当金	7,642
建物	11,547	環境対策引当金	0
機械及び装置	5,908	役員株式給付引当金	50
土地	7,901	その他	4,072
その他	2,463	負債合計	286,657
無形固定資産	1,989	(純資産の部)	
投資その他の資産	134,481	株主資本	90,266
投資有価証券	26,436	資本金	20,000
関係会社株式	71,788	資本剰余金	10,800
関係会社出資金	1,206	資本準備金	5,000
長期貸付金	30,298	その他資本剰余金	5,800
繰延税金資産	2,517	利益剰余金	59,772
その他	2,272	その他利益剰余金	59,772
貸倒引当金	△39	別途積立金	1,692
資産合計	384,453	繰越利益剰余金	58,080
		自己株式	△306
		評価・換算差額等	7,529
		その他有価証券評価差額金	7,529
		純資産合計	97,795
		負債・純資産合計	384,453

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	507,170
売上原価	448,258
売上総利益	58,911
販売費及び一般管理費	52,121
営業利益	6,789
営業外収益	
受取利息	335
受取配当金	5,807
為替差益	1,791
雑収入	733
営業外費用	
支払利息	961
雑支出	382
経常利益	14,114
特別利益	
固定資産売却益	41
投資有価証券売却益	746
関係会社株式売却益	290
その他	44
特別損失	
固定資産処分損失	1,851
減損損失	318
投資有価証券売却損失	327
火災損失	3,079
その他	209
税引前当期純利益	9,449
法人税、住民税及び事業税	1,670
法人税等調整額	△744
当期純利益	8,523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

マルハニチロ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 太 基
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 本 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルハニチロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記

載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

マルハニチロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士	御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士	佐 藤 太 基
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士	西 本 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までのマルハニチロ株式会社第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線やインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

マルハニチロ株式会社 監査役会

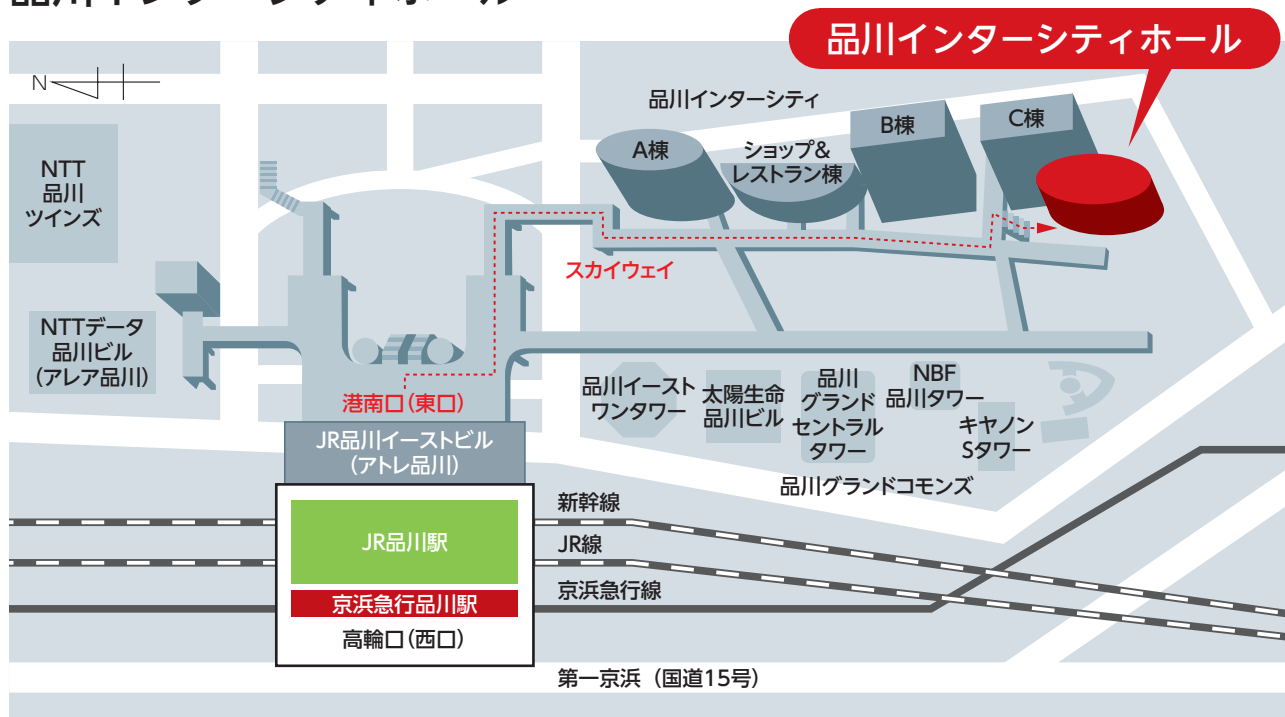
常勤監査役（社外監査役）	綾	隆	介
常勤監査役（社外監査役）	大	野	泰
常勤監査役	田	部	浩
監査役（社外監査役）	兼	山	嘉
監査役（社外監査役）	奥	田	かつ枝

以 上

会場ご案内略図

会場

東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール



交通

● JR各線 ● 京浜急行線 「品川駅」下車 港南口(東口)より
品川インターシティスカイウェイ(歩行者専用通路)にて 徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。